

# ○豊中市立少年文化館条例

公布 平成元. 4. 1 条例22  
沿革 平成14. 4. 1 条例23

(設置)

第1条 文化活動、創造活動等を通して、少年の文化の向上と健全な育成を図るため、豊中市に少年文化館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年文化館（以下「文化館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
豊中市立庄内少年文化館	豊中市庄内栄町5丁目4番14号
豊中市立千里少年文化館	豊中市新千里西町2丁目7番1号

(事業)

第3条 文化館は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童・生徒（高校生を除く。以下同じ。）の文化活動に関する事。
- (2) 児童・生徒の学習活動に関する事。
- (3) 児童・生徒の教育相談及び指導に関する事。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第4条 文化館に館長その他必要な職員を置く。

(委任規定)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成元.10規則56により、平成元.10.31から施行〕

附 則 （平成14.4.1条例23）

この条例は、公布の日から施行する。

## ○豊中市立少年文化館条例施行規則

公布	平成元. 10. 30	教育委員会規則11
沿革	平成11. 4. 12	教育委員会規則1
	平成14. 4. 1	教育委員会規則5
	平成15. 4. 1	教育委員会規則21
	平成21. 3. 31	教育委員会規則11
	平成23. 3. 31	教育委員会規則5
	平成28. 3. 29	教育委員会規則17

### (目的)

第1条 この規則は、豊中市立少年文化館条例（平成元年豊中市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### (開館時間及び休館日)

第2条 少年文化館（以下「館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを短縮し、又は延長することがある。

- (1) 庄内少年文化館 午前9時から午後8時まで
  - (2) 千里少年文化館 午前9時から午後5時15分まで
- 2 館の休館日は、別表のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することがある。

### (職員)

第3条 館に館長及びその必要な職員を置く。

- 2 館に副館長及び主任を置くことがある。
- 3 特定の業務を分掌させるため必要があるときは、副主幹、主任、主査、主事、技能主任又は技能副主任を置くことがある。
- 4 館長、副館長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 副主幹、主任、主査、主事、技能主任及び技能副主任は、上司の命を受けて分掌業務を処理する。

### (分掌業務)

第4条 館の分掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 児童・生徒（高校生を除く。以下同じ。）の文化活動、創造活動の企画及び運営に関すること。
- (2) 児童・生徒の学習活動の計画及び運営に関すること。
- (3) 児童・生徒の不登校に係る教育相談及び指導に関すること。
- (4) 館の維持管理に関すること。

### (施行細目)

第5条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、平成元年10月31日から施行する。
- 2 当分の間、第3条第3項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「技能主任」とあるのは、「技能長、技能主任」とする

附 則 （平成11. 4. 12教育委員会規則1抄）

この規則は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則 （平成14. 4. 1教育委員会規則5）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15.4.1教育委員会規則21）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21.3.31教育委員会規則11）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定及び附則の次に次の別表を加える改正規定は、平成21年7月21日から施行する。

附 則（平成23.3.31教育委員会規則5）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日教育委員会規則第17号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

名称	休館日
庄内少年文化館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）が定める休日（国民の祝日が月曜日に当たるときはその翌日） (3) 12月28日から翌年の1月4日まで
千里少年文化館	(1) 日曜日、月曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律が定める休日（国民の祝日が月曜日に当たるときはその翌日） (3) 12月28日から翌年の1月4日まで